

地方からの提案個票

通番	ヒアリング事項	個票のページ
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲(3件)	1~3
32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲(2件)	4~5
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲(1件)	6
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止(3件)	7~9
30	公営住宅に係る規制緩和(3件)	10~12
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1件)	13
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲(3件)	14~16
39	マイナンバー利用事務の拡大(1件)	17

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:56

管理番号	366	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:56

管理番号	715	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の希望町村への移譲				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。

緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不相当であると考えます。

【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。

また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:56

管理番号	963	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省				

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、第2項により基礎自治体である政令指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:32

管理番号	515	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	営業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

建設業許可の事務の内、営業所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ(同法第44条の5)、知事を経由することとされている(同法第44条の4)。したがって、例えば神奈川県内に本店がある大臣許可業者が建設業許可の取得や決算、役員の変更等の届出を行おうとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局(埼玉県)に提出しなければならない、その分処理期間が長くなっている。同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、建設業者の利便性を向上させるものである。

【移譲に当たっての懸念】

許可権限に付随して、同法に基く報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)・監督(法第28条等)の権限も移譲されたとした場合、現在の大臣許可業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が許可等の権限を持つことになると推定する。

この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府県に主たる営業所を設置している場合が多く、現行の制度のままで検査権等を委譲した場合は、許可をした都道府県知事が全国の営業所の検査等を行わなければならない、実態に合わないと考える。

【懸念の解消策】

移譲にあたっては、検査権等の行使については、許可権者から営業所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。

根拠法令等

建設業法第3条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:32

管理番号	516	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令市等の長への移譲を含む)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通大臣の免許の申請は、本店所在地の都道府県を経由して、所管の地方整備局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっている。

【移譲に当たっての懸念】

免許権限に付随して、宅建業法に基く報告・検査(法第72条)及び指導(法第71条)・監督(法第65条等)の権限も移譲されたとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。

現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が漠然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考え。

また、現国土交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他都道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままで検査権等を移譲した場合は、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査等を行わなければならないと、実態に合わないと考え。

【懸念の解消策】

よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許権者から事務所の所在地を管轄する都道府県への委任の法制化などの対応の検討を要する。

根拠法令等

宅地建物取引業法第5条等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:27

管理番号	46	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。

【制度改正の必要性】

河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項・令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂遠なものとするのみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したものもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。

【求める措置内容】

県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。

根拠法令等

河川法
第79条第2項1号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:27

管理番号	329	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し				
提案団体	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震・津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必須となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要望するものである。

【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。

【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。

根拠法令等

河川法第79条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:27

管理番号	860	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。

上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。

県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したものもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。

河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。

地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。

根拠法令等

河川法第79条第2項第4号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:30

管理番号	78	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。

このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。

【支障事例】

これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。

【懸念の解消策】

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。

根拠法令等

公営住宅法第16条、第28条
公営住宅法施行令第1条第3号、第8条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:30

管理番号	743	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。

【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡し努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。

【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。

【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。

【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。

根拠法令等

公営住宅法第29条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:30

管理番号	822	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の目的外使用の制限の緩和				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

【改正内容・効果】

対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。

・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。

・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のランチ的な位置づけであると考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:58

管理番号	861	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の实情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の实情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未滿の建替といった地域の实情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の实情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:22

管理番号	71	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の概要】

創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

【制度改正の必要性】

本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

【本県の状況】

連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあつては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

【懸念の解消策】

市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:22

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻りに計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条
産業競争力強化法施行規則第41条～第45条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:22

管理番号	699	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。

第113条 創業支援事業計画の認定
第114条 創業支援事業計画の変更等
第137条3項 報告書の徴収
第140条1項6号 主務大臣等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

通番:39

管理番号	390	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	内閣官房				

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。

(参考)

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項